

日・OECD特権・免除に関する改正交換公文

背景

- OECDは、①加盟国の経済成長、②開発途上国に対する政策、③自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とした国際機関(1961年設立)。1,900名を超える専門家を抱え、経済分析や貿易・投資分野等を始めとして、世界の基準作りに大きく貢献(本部:パリ)。
- 日本は1964年に加盟し、1967年にOECDとの間で特権・免除協定を締結。1973年、アジア地域における広報活動の拠点として、東京にOECD東京センターが設置。
- 特権・免除協定締結から50年以上が経過する中、OECD東京センターを始めとするOECDの機能及び活動の拡大等を踏まえ、現行協定の規定の適用範囲(日本人職員の課税免除の留保等)に関する交換公文を改正。



(図)本部所在地と加盟37か国

主な内容



以下の内容を新たに定める。

- 日本人職員の給与及び手当への課税免除
- 特権及び免除の目的及び濫用の防止
- 特権・免除協定のアップデートに向けた協議継続

任務遂行に必要な範囲で特権及び免除等を付与



OECD東京センター
(OECD広報局)



(参考1) OECD加盟国

日本、オーストリア、ベルギー、デンマーク、仏、独、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、伊、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英、トルコ、米、カナダ、フィンランド、豪、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア、ラトビア、リトアニア、コロンビア

早期締結の必要性

- OECDがグローバルかつ普遍的な活動を行う国際機関に成長し、世界の基準作りにおいてOECDの重要性が増す中で、我が国がこうした基準作りを主導する上で、OECDとの協力がますます重要。特に、アジア唯一の広報センターとして設立されたOECD東京センターは、アジアへのアウトリーチに向けた重要拠点であり、活動の強化が重要。
- 自国籍職員の給与及び手当に対する課税が発生する加盟国は実態上日本のみであり、OECD側から累次にわたり対応を求められている。
- ➔ 上記の点を含む所要のアップデートを行うべく、可能な限り早期に交換公文の改正を行い、OECD東京センターを始め、我が国におけるOECDの活動の円滑化・強化に向けた環境整備を行う必要がある。

(参考2) 東京センター概要

- OECDは、パリ本部以外にも東京、ワシントンDC、ベルリン、メキシコシティに広報センターを開設し、OECDの活動に対する理解の促進とOECD出版物の普及や、近隣地域におけるアウトリーチ活動等を行っている。
- 現在、所長を含む5名の日本人職員が在籍。